

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。  
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。  
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。  
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、受付担当までお問い合わせ下さい。  
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

■ 富山県所在物件

令和8年4月20日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望					借受可能期間	借受要望 受付期間	借受参考 貸付料等 (※6)	事務所等	担当	電話番号	備考
				買受参考価格(※1)		貸付けの種類											
				買受 要望	前 回 入 札 時 の 最 低 売 却 価 格 (円)	前 回 入 札 の 公 示 日	一 時 貸 付 け (※2)	3 年 を 超 え る 貸 付 け (※3)	事 業 用 定 期 借 地 権 の 設 定 に よ る 貸 付 け (※4)	一 般 定 期 借 地 権 の 設 定 に よ る 貸 付 け (※5)							
1	富山市水橋魚野字向小 路1343番2	宅地	257.17	○	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
2	高岡市岩坪字東割87 3番1	宅地	68.81	○	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
3	高岡市伏木東一宮11 91番	宅地	176.88	○	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
4	高岡市吉久1丁目87 7番2	宅地	251.15	×	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	一時貸付中 (26.60平方メー トル R6.8.13から R6.8.12まで)
5	高岡市蓮花寺309番	宅地	180.57	○	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
6	魚津市三ヶ字前田 1229番1外1筆	宅地	378.21	○	848,000	R4.12.7	○	○	○	○	個別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
7	黒部市宇奈月町下立字 大平林157番1	宅地	410.48	○	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
8	黒部市天神新295番 3	宅地	129.07	○	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時	-	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	

(注) 上記の記事事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)、  
 「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。

お問い合わせ先  
 富山財務事務所管財課(国有財産売却担当) TEL(076)432-5528